

別紙

「登録免許税の課税に伴う登録教習機関等の登録に係る事務処理等について」  
(平成17年3月31日付け基安計発第0331001号・基安安発第0331001号・基安労発第0331001号) 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>第1 登録免許税について</p> <p>1 納税義務者</p> <p>登録を受ける者は、登録免許税を納めなければならないこと(登録免許税法(昭和42年法律第35号。以下「法」という。)第3条)。ただし、国及び法別表第2に掲げる者については、登録免許税が課されないこと(法第4条第1項)。</p> <p>2 納税額</p> <p>(1) 第一種作業環境測定士の登録( )一件当たり3万円、第二種作業環境測定士の登録一件当たり1万5千円(法別表第1第32号)が課せられること。</p> <p><u>作業環境測定法(昭和50年法律第28号)第7条(登録)の第二種作業環境測定士の登録を受けている者が、同法第5条(作業環境測定士の資格)の規定により第一種作業環境測定士となる資格を有することとなったことに伴い作業環境測定士登録証の書換えの申請をした場合における当該書換えは、新たな同法第7条の第一種作業環境測定士の登録とみなされる。</u></p> <p>(2) 検査業者、登録教習機関、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関又は登録型式検定機関の登録一件当たり9万円(法別表第1第83号)、作業環境測定機関又は登録講習機関の登録一件当たり9万円(法別表第1第84号)が課されること。</p> <p><u>ただし、平成18年4月1日以後に第一種作業環境測定士の登録を受けた者が、作業環境測定機関の登録を受ける場合には、作業環境測定機関の登録に係る登録免許税は課されないこと(法別表第1第84号(1))。</u></p> <p><u>また、平成18年4月1日前に第一種作業環境測定士の登録を受けた者が、作業環境測定機関の登録を受ける場合には、作業環</u></p>	<p>第1 登録免許税について</p> <p>1 納税義務者</p> <p>登録を受ける者は、登録免許税を納めなければならないこと(登録免許税法(以下「法」という。)第3条)。ただし、国及び法別表第2に掲げる者については、登録免許税が課されないこと(法第4条第1項)。</p> <p>2 納税額</p> <p>第一種作業環境測定士の登録一件当たり3万円、第二種作業環境測定士の登録一件当たり1万5千円(法別表第1第32号(22))、検査業者、登録教習機関、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関又は登録型式検定機関の登録一件当たり9万円(法別表第1第83号)、作業環境測定機関又は登録講習機関の登録一件当たり9万円(法別表第1第84号)が課されること。なお、区分ごとにより登録が行われる登録教習機関、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関又は登録型式検定機関については、一区分の登録を一件の登録とされること。</p>

境測定機関の登録に対して一件当たり3万円の登録免許税が課されること（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）附則第61条第6項）。

なお、区分ごとにより登録が行われる登録教習機関、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関又は登録型式検定機関については、一区分の登録を一件の登録とされること。

### 3 納税方法

登録を受ける者は、登録につき課される登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を登録申請書にはり付けて提出しなければならないこと（法第21条）。納付方法は、現金納付が原則であり、登録申請者が国税の収納機関である日本銀行又は国税の収納を行う代理店に登録免許税の相当額を現金で納付するものであること（国税通則法（昭和37年法律第66号）第34条）。

ただし、当該登録につき課される登録免許税の額が3万円以下である場合その他特別の事情があると認められる場合は、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を登録の申請書にはり付けて納付ができること（法第22条）。印紙納付を認めることができる特別の事情には、登記申請人が現金納付によって登録免許税を納付すべきことを知らずに登録免許税を納付してきた場合が含まれること。

### 4 その他

登録免許税の納付地は、検査業者、登録教習機関、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、作業環境測定機関又は登録講習機関の登録にあつては都道府県労働局の所在地、作業環境測定士の登録にあつては社団法人日本作業環境測定協会の所在地であること（法第8条第1項）。

## 第2 登録に係る事務処理について

### 1 登録免許税の納付の確認について

登録申請書を受け付けたときは、下記の事項を確認すること。

登録免許税に係る領収証書又は収入印紙がちょう付されていること。

収入印紙の場合は消印されていないこと。

### 3 納税方法

登録を受ける者は、登録につき課される登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を登録申請書にはり付けて提出しなければならないこと（法第21条）。納付方法は、現金納付が原則であり、登録申請者が国税の収納機関である日本銀行又は国税の収納を行う代理店に登録免許税の相当額を現金で納付するものであること（国税通則法（昭和37年法律第66号）第34条）。

ただし、当該登録につき課される登録免許税の額が3万円以下である場合その他特別の事情があると認められる場合は、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を登録の申請書にはり付けて納付ができること（法第22条）。印紙納付を認めることができる特別の事情には、登記申請人が現金納付によって登録免許税を納付すべきことを知らずに登録免許税を納付してきた場合が含まれること。

### 4 その他

登録免許税の納付地は、検査業者、登録教習機関、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、作業環境測定機関又は登録講習機関の登録にあつては都道府県労働局の所在地、作業環境測定士の登録にあつては社団法人日本作業環境測定協会の所在地であること（法第8条第1項）。

## 第2 登録に係る事務処理について

### 1 登録免許税の納付の確認について

登録申請書を受け付けたときは、下記の事項を確認すること。

登録免許税に係る領収証書又は収入印紙（以下「領収証書等」という。）がちょう付されていること。

<p>と。</p> <p>登録につき課されるべき登録免許税の納付がされていること。</p> <p>納付金額に不足があった場合は、不足分の追加納付を求めること。</p> <p>2 <u>収入印紙</u>の消印について</p> <p><u>収入印紙</u>をちょう付した登録申請書について、<u>収入印紙</u>の納付金額に過不足がないことを確かめた上で、速やかに<u>収入印紙</u>に消印すること。</p> <p>また、消印の方法は、消印のおおむね4分の1ないし2分の1が<u>収入印紙</u>にかかるようにすること。</p> <p>3 登録及び登録免許税の納付に係る情報の管理について</p> <p>登記機関は、その年の前年4月1日からその年3月31日までの期間内（以下「前年度」という。）にした登録に係る登録免許税の納付額を、その年7月31日までに財務大臣に通知しなければならないこと（法第32条）。</p> <p>したがって、検査業者、登録教習機関、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、作業環境測定機関又は登録講習機関の登録については、本省より都道府県労働局に対して、登録の区分ごとに前年度の登録件数及び登録免許税の納付額に係る情報を求めることになるため、当該情報の管理を適正に行うこと。</p> <p>第3 その他</p> <p>1 登録に係る手数料の取扱いについて</p> <p>従来、検査業者、登録教習機関、作業環境測定機関及び登録講習機関の登録申請時に徴収していた登録に係る手数料は、廃止されること。</p> <p>なお、作業環境測定士、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関及び登録型式検定機関の登録については、従前通りの手数料に加え、登録免許税が課されること。</p> <p>2 登録の更新に係る手数料の取扱いについて</p> <p>登録教習機関等（登録教習機関、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関又は登録講習機関をい</p>	<p><u>領収証書等</u>が消印されていないこと。</p> <p>登録につき課されるべき登録免許税の納付がされていること。</p> <p>納付金額に不足があった場合は、不足分の追加納付を求めること。</p> <p>2 <u>領収証書等</u>の消印について</p> <p><u>領収証書等</u>をちょう付した登録申請書について、<u>領収証書等</u>の納付金額に過不足がないことを確かめた上で、速やかに<u>領収証書等</u>に消印すること。</p> <p>また、消印の方法は、消印のおおむね4分の1ないし2分の1が<u>領収証書等</u>にかかるようにすること。</p> <p>3 登録及び登録免許税の納付に係る情報の管理について</p> <p>登記機関は、その年の前年4月1日からその年3月31日までの期間内（以下「前年度」という。）にした登録に係る登録免許税の納付額を、その年7月31日までに財務大臣に通知しなければならないこと（法第32条）。</p> <p>したがって、検査業者、登録教習機関、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、作業環境測定機関又は登録講習機関の登録については、本省より都道府県労働局に対して、登録の区分ごとに前年度の登録件数及び登録免許税の納付額に係る情報を求めることになるため、当該情報の管理を適正に行うこと。</p> <p>第3 その他</p> <p>1 登録に係る手数料の取扱いについて</p> <p>従来、検査業者、登録教習機関、作業環境測定機関及び登録講習機関の登録申請時に徴収していた登録に係る手数料は、廃止されること。</p> <p>なお、作業環境測定士、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関及び登録型式検定機関の登録については、従前通りの手数料に加え、登録免許税が課されること。</p> <p>2 登録の更新に係る手数料の取扱いについて</p> <p>登録教習機関等（登録教習機関、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、作業環境測定</p>
---	---

う。以下同じ。)が登録の更新を行うときは、登録免許税の納付は不要であり、従前通り、手数料を徴収すること。ただし、公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律(平成15年法律第102号。以下「公益法人改革法」という。)附則第5条第2項及び第6条第2項の規定により登録を受けているものとみなされている登録教習機関等については、公益法人改革法の施行日以後に行う最初の登録の更新時に登録免許税が課されること(所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第14条第3項及び第5項)。

機関又は登録講習機関をいう。以下同じ。)が登録の更新を行うときは、登録免許税の納付は不要であり、従前通り、手数料を徴収すること。ただし、公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律(平成15年法律第102号。以下「公益法人改革法」という。)附則第5条第2項及び第6条第2項の規定により登録を受けているものとみなされている登録教習機関等については、公益法人改革法の施行日以後に行う最初の登録の更新時に登録免許税が課されること(所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第14条第3項及び第5項)。

### 3 作業環境測定機関の登録について

(1) 平成18年4月1日以後に第一種作業環境測定士の登録を受けた者(登録免許税を納付して当該登録を受けた者)が同日以後に作業環境測定機関の登録を受ける場合には、作業環境測定機関の登録に係る登録免許税は課されないこと。(法別表第1第84号(1))

(2) 平成18年4月1日前に第一種作業環境測定士の登録を受けた者(登録免許税を納付せずに当該登録を受けた者)が同日以後に作業環境測定機関の登録を受ける場合には、作業環境測定機関の登録に対して一件当たり3万円の登録免許税が課されること。(所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)附則第61条第6項)

したがって、作業環境測定機関の登録の申請があった場合には、登録申請者が第一種作業環境測定士であるか否かを確認するとともに、第一種作業環境測定士である場合には、登録日を登録証により確認すること。

(3) 法人その他(1)及び(2)のいずれにも該当しない者が平成18年4月1日以後に作業環境測定機関の登録を受ける場合には、通常の登録免許税(一件当たり9万円)が課されること。